

令和6年12月2日から

マイナ保険証を お持ちの方には資格情報のお知らせを、 お持ちでない方には資格確認書を 交付します

- ※ 新たに建設連合国保の資格を取得した方や、既に建設連合国保の保険証(藤色)をお持ちの方で保険証の記載内容が変わった場合や紛失した場合に、上記のうちいずれかを交付します(保険証の新規発行は終了しました)。
- ※ マイナ保険証とは…マイナンバーカードに保険証の利用登録をしたものです。

令和6年12月2日以降の受診方法

マイナ保険証をお持ちの方

マイナ保険証を 提示してください

※「資格情報のお知らせ」は建設連合国保の資格情報をご自身が確認するものです。「資格情報のお知らせ」のみで医療機関等を受診することはできません。(マイナ保険証に対応していない医療機関等においては、マイナ保険証と一緒に提示することで受診できます)

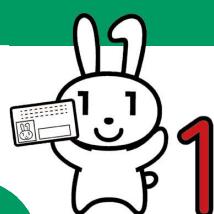
マイナ保険証をお持ちでない方

当国保組合から 交付された 「資格確認書」を 提示してください

※「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」のいずれも「記号番号」が記載されています。建設連合国保への問い合わせや届出や申請等をする場合に、「記号番号」が必要になりますので大切に保管してください。

マイナ保険証を利用することのメリット

- 医療機関等に設置されているカードリーダーに読み取ることにより…
- 過去に処方されたお薬や特定健診の情報を医療機関・薬局が確認できるため、より良い医療が受けられます。
- 70歳以上の方の負担割合が分かりますので、別途高齢受給者証を提示することなく受診できます。
- 医療費が高額になった場合に、手続きしないで医療機関等の窓口で限度額を超える支払いが免除されます。詳しくは裏面をご覧ください。



詳しくは
こちら



医療機関等の窓口でマイナ保険証を利用すれば 事前の申請手続きなく限度額を超える支払いは免除されます

**マイナ保険証の利用登録の状況により
限度額を超える高額な医療費を免除するための
手続きが異なります。**

(マイナ保険証利用登録の状況は個人によって異なります)

マイナ保険証をお持ちの方



申請手続きが 不要

マイナ保険証を利用すれば限度額を
超える支払いが免除されますので、
申請手続きをする必要がありません。

(注)次に該当する場合は、申請手続きが必要です。

- ・オンライン資格確認等システム^(※)を導入
していない医療機関等にかかるとき。
- ・非課税世帯の方で、過去12か月の入院日数
が90日を超えるため食事療養費の減額を
受けるとき。

マイナ保険証をお持ちでない方



申請手続きが 必要

申請手続きにより
限度額適用認定証を
交付します。

留意事項

当国保組合にて世帯全員の所得情報が把握できていない世帯の場合、オンライン資格確認等システム^(※)やマイナポータルには最上位の所得区分(世帯単位)が登録されています。

限度額を超える支払いの免除を受ける方で、登録された所得区分がご自身の認識とは異なると思われた場合は、「所得がわかる書類(市区町村発行の所得課税証明書等)」の提出をしていただくことで、所得区分の再判定を行います。

(※)オンライン資格確認等システムとは…オンラインにより医療機関等の窓口で、加入している医療保険の資格情報を確認する仕組みです。

ご不明な点等ございましたら、支部または本部にご連絡ください。